

無償資金協力

開発途上国の将来のための基盤づくり

無償資金協力は、開発途上国に資金を贈与し、開発途上国が社会経済開発のために必要な施設を整備したり、資機材を調達したりすることを支援する形態の資金協力です。返済義務を課さない資金協力であるため、開発途上国のなかでも、所得水準の低い国を中心に実施されます。

支援内容としては、病院、学校、給水施設、灌漑施設、道路、橋、港湾、電力などの社会経済開発に貢献するインフラの整備を中心に展開しています。近年はこれらに加えて、開発途上国の平和構築、ビジネス環境の整備、防災・災害復興や気候変動対策などへの支援、開発途上国の政策立案を担う人材の育成も行っています。

無償資金協力によって整備された施設などが持続的に活用されるように、事業のなかで運営維持管理に関する技術指導(ソフトコンポーネント)も実施しています。

無償資金協力の流れ

無償資金協力は、右上図のとおり大きく6つのステップを踏んで実施されます。最終段階である事後評価から得られる教訓は、新しいプロジェクトの準備に活かされます。

① プロジェクト準備

協力準備調査を通じてプロジェクトを無償資金協力により実施する妥当性を検証するとともに、相手国政府と協議しながらプロジェクト内容を計画します。

② 要請

相手国政府からの要請を日本政府が受領します。

③ 検討／審査・事前評価

プロジェクト内容を検討・審査し、事前評価を行います。

④ 閣議決定／交換公文と贈与契約

日本政府はJICAによる審査結果を踏まえ、無償資金協力プロジェクトの実施を閣議決定します。その後、日本政府と相手国政府との交換公文、JICAと相手国政府との贈与契約の締結を行います。

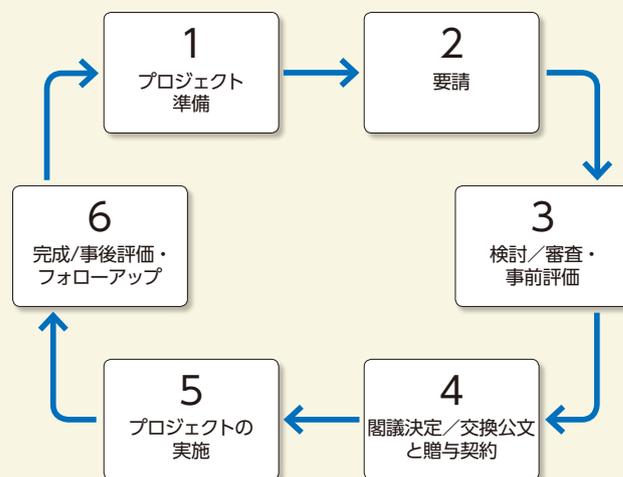
⑤ プロジェクトの実施

相手国政府が実施主体となり、プロジェクトが実施されます。JICAは相手国のオーナーシップを尊重しながら、プロジェクトの適正かつ円滑な実施を確保するために進捗を確認し、相手国政府などの関係者に助言を行います。

⑥ 完成／事後評価・フォローアップ

プロジェクトの終了後、事後評価を行い、必要に応じ

プロジェクトサイクル



て機材・施設の機能回復や協力成果の普及・拡大を支援するフォローアップを行います。また、その結果を新しいプロジェクトの準備に活用しています。

JICAが実施する無償資金協力の種類

1. プロジェクト型の無償資金協力

相手国政府がコンサルタントやコントラクターなどと契約を締結して、施設の整備や機材の調達などを行う形態の無償資金協力です。基礎生活分野の整備や社会基盤となるインフラ整備などが行われます。

2. プログラム型の無償資金協力

一つの無償資金協力事業の下で複数のサブプロジェクトを柔軟に実施する形態の無償資金協力です。紛争・災害からの復旧・復興支援では、刻々と変化する多様なニーズに迅速かつ柔軟に対応することが求められます。これまで、フィリピンで発生した台風ヨランダ災害の復興・復旧を対象とした事業などに適用されています。

3. 国際機関と連携した無償資金協力

国際機関と交換公文や贈与契約を締結して、国際機関のノウハウを活用してプロジェクトを実施する形態の無償資金協力です。

4. 財政支援を通じた無償資金協力

包括的な社会経済開発計画である貧困削減戦略の推進などのため、開発途上国に対して財政支援を行う形態の無償資金協力です。資金の使途や支出項目を特定しない一般財政支援や、資金の使途や支出項目を特定の分野に限定するセクター財政支援などを実施しています。



経済発展著しいミャンマー・ヤンゴン市の中心部からの主要ルート上に位置する新タケタ橋。ミャンマーでは初めて用いられる技術で無償資金協力により架け替えを支援。ハードだけでなく、多くのミャンマー建設省職員を研修生として受け入れ、OJTを通じて日本式の施工監理の指導・研修も行った

5. 人材育成のための無償資金協力

将来指導者となることが期待される行政官などを日本の大学に留学生として受け入れ、帰国後は、社会経済開発計画の立案・実施において専門知識を有する人材として活躍すること、また日本の良き理解者として、両国の友好関係の強化に貢献することを目的としています
[→ 右コラムを参照ください]。

質の高いインフラ輸出に向けた取り組み

1. 事業・運営権対応型の無償資金協力

経済便益は高いものの、事業採算性が低い官民連携（PPP事業）において、開発途上国政府が事業費の一部を負担することにより採算性の確保が見込まれる事業に対し、無償資金を供与する案件です。施設建設から運営維持管理まで包括的に実施する公共事業が対象です。

2. 地方自治体と連携した無償資金協力

日本の地方自治体が蓄積した経験やノウハウを、無償資金協力で反映して、質の高い事業を実施する取り組みです。技術協力や専門家派遣などの経験がある地方自治体からの事業提案に基づき、案件形成を行っています。

3. 医療技術・サービスの国際展開を促進する無償資金協力

医療機材納入後もメンテナンスを含むアフターサービスを行うことで、より高い品質の機材・サービスを相手国に提供するものです。日系医療機材メーカーと相手国医療機関などとの長期的な関係構築を促進しています。

人材育成奨学計画

国際的な知的ネットワークの創造と拡大へ

JICAは、政府の「留学生受入10万人計画」の下、1999年度より無償資金協力による留学生受入事業である人材育成奨学計画（Japanese Grant Aid for Human Resource Development Scholarship: JDS）を開始。将来の開発途上地域のリーダーとなることが期待される優秀な若手行政官などを日本の大学院に受け入れています。2018年度までの19年間で延べ4,302人の留学生が来日し、留学後の自国での政策立案に貢献しています。

JDSの事業開始時はアジアの市場経済移行国を主な対象国とし、ウズベキスタン、ラオスの留学生が2000年から日本での学びを始めました。対象国はアジア地域で拡大し、カンボジア、ベトナム、モンゴル、バングラデシュ、ミャンマー、中国、フィリピン、インドネシア、キルギス、タジキスタン、スリランカ、ネパールに上ります。

加えて、2012年にはアフリカ地域初となるガーナも対象となり、対象国は延べ15カ国になりました。2019年は新たに東ティモール、パキスタン、ブータンの3カ国から受け入れる予定です。

国際的な知的ネットワークの拡大と深化により、人材育成奨学計画は、持続可能な開発を推進する行政官リーダーの能力強化と相互理解、友好関係のネットワーク構築に引き続き貢献していきます。



日本の行政官、JICA、JDS留学生間のネットワーキング（JDS中間研修）